認定」という。）を受けた発電に係る特定契約（改正法附則第三条第一項の規定により同項に規定する新特定契約とみなされるものに限る。以下同じ。）に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）附則第十三条第二項の規定により読み替えて適用される施行規則第二十二条に規定する回避可能費用単価は、次に掲げる電気事業者の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「旧法」という。）第二条第一項に規定する一般電気事業者（以下「旧一般電気事業者」という。）　次の表の上欄に掲げる電気事業者ごとに、同表の下欄に掲げる額についてみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）第四十三条の規定の例により燃料費調整を行った額

北海道電力株式会社	一キロワット時当たり九・〇一円
東北電力株式会社	一キロワット時当たり七・五五円
東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社	一キロワット時当たり一〇・〇六円
中部電力株式会社	一キロワット時当たり一〇・一八円
北陸電力株式会社	一キロワット時当たり四・四六円
関西電力株式会社	一キロワット時当たり五・一九円
中国電力株式会社	一キロワット時当たり六・四八円
四国電力株式会社	一キロワット時当たり五・九四円
九州電力株式会社	一キロワット時当たり六・六六円
沖縄電力株式会社	一キロワット時当たり八・二四円

二　旧法第二条第一項に規定する特定電気事業者（次項第二号において「旧特定電気事業者」という。）、旧法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者（次項第二号において「旧特定規模電気事業者」という。）及び小売電気事業者　次のイに掲げる額を口に掲げる額により増額又は減額したもの

イ　一キロワット時当たり八・〇八円

ロ　［略］

2　平成二十六年四月一日以後に旧認定を受けた発電に係る特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定に係る回避可能費用単価は、次に掲げる電気事業者の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　旧一般電気事業者　次の表の上欄に掲げる電気事業者ごとに、同表の下欄に掲げる額についてみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第四十三条の規定の例により燃料費調整を行った額

認定」という。）を受けた発電に係る特定契約（改正法附則第三条第一項の規定により同項に規定する新特定契約とみなされるものに限る。以下同じ。）に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）附則第十三条第二項の規定により読み替えて適用される施行規則第二十二条に規定する回避可能費用単価は、次に掲げる電気事業者の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「旧法」という。）第二条第一項に規定する一般電気事業者（以下「旧一般電気事業者」という。）　次の表の上欄に掲げる電気事業者ごとに、同表の下欄に掲げる額についてみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）第四十三条の規定の例により燃料費調整を行った額

北海道電力株式会社	一キロワット時当たり九・〇一円
東北電力株式会社	一キロワット時当たり七・五五円
東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社	一キロワット時当たり一〇・〇六円
中部電力株式会社	一キロワット時当たり一〇・一八円
北陸電力株式会社	一キロワット時当たり四・四六円
関西電力株式会社	一キロワット時当たり五・八四円
中国電力株式会社	一キロワット時当たり六・四八円
四国電力株式会社	一キロワット時当たり五・九四円
九州電力株式会社	一キロワット時当たり六・六六円
沖縄電力株式会社	一キロワット時当たり八・二四円

二　旧法第二条第一項に規定する特定電気事業者（次項第二号において「旧特定電気事業者」という。）、旧法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者（次項第二号において「旧特定規模電気事業者」という。）及び小売電気事業者　次のイに掲げる額を口に掲げる額により増額又は減額したもの

イ　一キロワット時当たり八・一九円

ロ　［略］

2　平成二十六年四月一日以後に旧認定を受けた発電に係る特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定に係る回避可能費用単価は、次に掲げる電気事業者の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　旧一般電気事業者　次の表の上欄に掲げる電気事業者ごとに、同表の下欄に掲げる額についてみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第四十三条の規定の例により燃料費調整を行った額